

すみだ中小企業センター条例を廃止する条例を公布する。

平成28年9月30日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第55号

## すみだ中小企業センター条例を廃止する条例

すみだ中小企業センター条例（昭和60年墨田区条例第30号）は、廃止する。

### 付 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、既にこの条例による廃止前のすみだ中小企業センター条例（以下「廃止前条例」という。）の規定により納付されている使用料に係る廃止前条例第7条の規定は、この条例の施行後も、なお効力を有する。